理事長の変更の報告について

１　概要

理事長が変更となったとき（理事長を新たに選定した場合）は、神戸市監査指導に報告してください。

なお報告が必要なのは、理事長を新たに選定した場合であり、重任の場合は不要です。

ただし法人登記については、重任の場合であっても、選定後2週間以内に法務局への登記申請を行う必要があるので、留意してください。

２　報告の時期

理事会での理事長選定の議決を行い、法人登記の変更を行った後、速やかに報告してください。

３　提出書類

社会福祉法人理事長変更報告書及び理事長変更後の法人登記簿謄本（写）の２点です。ただし、追加で資料を求めることがあります。

４　提出方法

　監査指導部（法人監査指導担当）まで、メールで提出してください。

・メールアドレス　[kansashidou@city.kobe.lg.jp](mailto:kansashidou@city.kobe.lg.jp)

５　その他

　法人のホームページにおいて役員名簿を公表している場合は、速やかに更新してください。

社会福祉法人理事長変更報告書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和○○年○○月○○日

神戸市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人名　社会福祉法人 ○○会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　○○　○○　※公印不要

　　次のとおり、当法人の理事長を変更したので、報告します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

　１　理事長

住所　　○○市○○区○○町○丁目○番○号

　　氏名　　○○　○○

　　　　　　　　　　　　　　（旧代表者氏名　　○○　○○　）

　２　就任年月日

令和○年○月○日

　３　添付資料

　　代表者変更後の法人登記簿謄本（写）

**（根拠規定）**

**社会福祉法人の認可について：局長通知（社援発1111第4号他平成28年11月11日改正）**

**別紙２　社会福祉法人定款例**

（役員の選任）

第16条　略

２　理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

**組合等登記令（抜粋）**

（設立の登記）

第２条　組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内にしなければならない。

２　前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

四　代表権を有する者の氏名、住所及び資格

（変更の登記）

第３条　組合等において前条第２項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。